

宮城県診療・検査医療機関等感染者等発生時経営支援補助金に関するQ&A（第4版）

（総括）

1 補助金交付までの流れはどのような流れですか。

（答）

一般的な補助金交付までの流れは、以下のとおりであり、事案の発生前に申請する必要はありません。

- ① 院内感染発生による診療の休止・縮小等
- ② （診療再開後）補助金交付申請書兼実績報告書の提出≪補助事業者等≫
※締め切り：発生翌月又は当該年度3月末のいずれか早い日まで
- ③ 補助金の交付決定兼額の確定≪県≫
- ④ 補助金の請求≪補助事業者等≫
- ⑤ 補助金の支払い≪県≫

2 外来診療の休止・縮小分と入院診療の休止・縮小分はそれぞれ別々に申請してもよいのですか。

（答）

原則として、一緒に申請してください。ただし事情があり別々に申請する必要がある場合は個別に相談願います。

3 添付書類のうち、補助対象期間の確認ができる書類とは何ですか。

（答）

診療の休止等の状況を確認できるホームページや新聞記事、患者や職員へ配布したチラシやメール、病院入り口等への診療休止をお知らせする掲示物等を想定しています。

4 添付書類のうち、補助対象期間及び比較対象期間の患者延数の確認ができる書類とは何ですか。

（答）

任補助対象期間の日毎の患者数と比較対象期間の日毎の患者数が記載された書類を想定しています。なお、既存の書類等、任意様式でかまいません。

5 添付書類のうち、後方医療機関にあっては、患者を受け入れた事がわかる書類とは何ですか。

（答）

任意の院内の受け入れ記録を想定しており、診療録（カルテ）のような要配慮個人情報に記載された書類は求めておりません。

6 雇用調整助成金等、国のほかの給付金と重複しての受領は可能ですか。

(答)

対象の給付金が趣旨の重複等により併給が禁止されていないものであれば問題ありません。

7 同一年度に2回院内感染が発生した場合、2回目は対象となりますか。

(答)

同一年度の2回目であっても同様に対象となります。

ただし、既に最長日数や補助金額の上限に達した場合等は、必ずしも全額が対象となるとは限りません。

8 診療縮小が令和4年2月から3月に跨ぐ場合はどのように申請すべきですか。

(答)

令和3年度事業は令和4年2月28日までの診療縮小が対象であり、既に申請の受け付けは終了しています。令和4年3月1日以降も診療縮小が継続している場合は、別途、令和4年度事業として申請が可能ですが、令和3年4月から令和4年3月まで合算した日数を基に補助対象期間の最長日数を計算しますので、ご留意願います。

なお、令和4年4月以降の診療縮小分は、新たに補助対象期間を計算します。

9 診療縮小が令和4年12月から令和5年1月に跨ぐ場合はどのように申請すべきですか。

(答)

令和4年12月分を別紙2、令和5年1月分を別紙3に記載し、合算した金額を第1号様式に記載して申請してください。別紙3の記載にあたっては、外来診療・入院診療ともに補助上限額が適用されますのでご留意願います。

(外来診療経営支援)

1 外来診療の休止又は縮小とは具体的にどのような事例を想定していますか。

(答)

外来診療の一部又は全部の休止，診療時間の短縮等を想定しています。

2 比較対象期間はどのように考えたら良いですか。

(答)

外来診療休止日の前年同月同日直近の同じ曜日の日から補助対象期間の同日数分とします。

例) 外来診療休止日が令和3年1月25日(月)，外来診療を再開した日が令和3年2月2日(火)の場合は次のとおりです。

補助対象期間は令和3年1月25日(月)から同年2月1日(月)までの8日間

比較対象機関は令和2年1月27日(月)から同月3日(月)までの8日間

3 補助事業者等において、院内感染の発生により、一部の診療科のみ外来診療を休止した場合、補助対象となりますか。

(答)

当該事例は，外来診療の縮小と考えられるため，補助対象となります。

4 一部診療科のみ外来診療を休止した場合、「外来患者延数の減少人数」は休止した診療科と当該医療機関全体のどちらを単位として算出するのですか。

(答)

原則，当該診療科のみの算出を想定しています。

5 入院診療の縮小が無い場合は入院診療経営支援事業部分の記載は不要ですか。

(答)

お見込みのとおりです。

(入院診療経営支援)

1 入院診療の休止又は縮小とは具体的にどのような事例を想定していますか。

(答)

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、外来診療の縮小等を行うとともに、新規の入院を制限したり、転院させる等して入院診療の縮小を行ったり、休止を行った場合を想定しています。

2 患者数の減少の比較はどのように計算したら良いですか。

(答)

入院診療縮小日の前日から起算して過去30日間の1日あたり平均入院患者数に補助対象期間と同日数を乗じた入院患者数と補助対象期間の入院患者延人数を比較します。

例) 入院診療縮小日が令和3年1月25日(月)、従来の入院診療体制に戻った日が令和3年2月2日(火)の場合は次のとおりです。

(比較対象期間: 令和3年1月24日(日)から令和2年12月26日(土)までの30日間の1日あたり平均入院患者数×8日間) - (補助対象期間: 令和3年1月25日(月)から同年2月1日(月)までの8日間の入院患者延数)

3 附属の福祉施設等の入所者は対象になりますか。

(答)

医療機関の入院患者数が対象なので、対象となりません。